

## 業務方法書の一部変更について

このことについて、附則を制定する。

### 附 則（令和4年10月18日）

- (1) この業務方法書の変更は、令和4年10月18日から適用する。
- (2) 基金が第55事業年度において交付する通常補てん金の総額は、第22条の規定にかかわらず、前事業年度から繰り越された通常補てん準備財産及び当該事業年度に積み立てられるべき通常補てん積立金の総額との合計額を超えることができるものとする。
- (3) 基本契約書及び数量契約書を一部変更する。
- (4) 第9条の2の規定にかかわらず、令和5年度第1四半期以降、一般社団法人全日本配合飼料価格・畜産安定基金（以下「商系基金」という。）との間の基金間移動を停止し、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決を経なければ再開することはできないこととする。
- (5) 商系基金との基金間移動を停止する間、別紙「配合飼料価格差補てん契約に係る基金間移動に関する細則」の「他基金」を「畜産基金」、「3基金」を「2基金」と読み替えることとする。

業務方法書の一部変更新旧対照表

(下線部分は変更部分)

変 更 後	現 行
<p>別紙様式第1号</p> <p style="text-align: center;">配合飼料価格差補てん基本契約書</p> <p>一般社団法人全国配合飼料供給安定基金（以下「甲」という。）と〇〇農業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、配合飼料の価格差補てんについて、次のとおり契約する。</p> <p>第1条～第5条 1〔略〕</p> <p><u>2 令和4年7～9月期以降の通常価格差補てん金であって借入金により補てんを実施するものについて、業務方法書附則（令和4年7月19日）第2項に該当する場合は、乙に対し理事長が別に定める額の返還を求めることができるものとする。</u></p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>第7条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等関係法令及び都道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの権利を尊重して扱うものとする。</p> <p>2 基金担当業務部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐため安全管理措置を講じるものとする。</p> <p>3 この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わないものとし、関係団体・提携企業（全農・県連及び飼料会社等JAグループの関連会社）及び情報提供や案内にかかわる作成や発送等を委託するなど業務遂行における必要な範囲内及び行政庁が補助事業を実施する為に要請した場合に限り、第三者への開示・提供できるものとする。</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>第9条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとし、その他の事項については甲乙協議のうえ定めるものとする。</p> <p>上記の契約の証として契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。</p>	<p>別紙様式第1号</p> <p style="text-align: center;">配合飼料価格差補てん基本契約書</p> <p>一般社団法人全国配合飼料供給安定基金（以下「甲」という。）と〇〇農業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、配合飼料の価格差補てんについて、次のとおり契約する。</p> <p>第1条～第5条 1〔略〕</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>第7条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等関係法令及び都道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの権利を尊重して扱うものとする。</p> <p>2 基金担当業務部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐため安全管理措置を講じるものとする。</p> <p>3 この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わないものとし、関係団体・提携企業（全農・県連及び飼料会社等JAグループの関連会社）及び情報提供や案内にかかわる作成や発送等を委託するなど業務遂行における必要な範囲内で第三者への開示・提供できるものとする。</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>第9条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとし、その他の事項については甲乙協議のうえ定めるものとする。</p> <p>上記の契約の証として契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。</p>

業務方法書の一部変更新旧対照表

(下線部分は変更部分)

変 更 後	現 行
<p>別紙様式第2号</p> <p style="text-align: center;">配合飼料価格差補てん数量契約書</p> <p>一般社団法人全国配合飼料供給安定基金（以下「甲」という。）と〇〇農業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、平成 年 月 日付け配合飼料価格差補てん基本契約（以下「基本契約」という。）に基づき、次のとおり契約する。</p> <p>第1条 ～第3条 〔略〕</p> <p>第4条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等関係法令及び都道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの権利を尊重して扱うものとする。</p> <p>2 基金担当業務部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐため安全管理措置を講じるものとする。</p> <p>3 この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わないものとし、<u>関係団体・提携企業（全農・県連及び飼料会社等JAグループの関連会社）及び情報提供や案内にかかわる作成や発送等を委託するなど業務遂行における必要な範囲内及び行政庁が補助事業を実施する為に要請した場合に限り、</u>第三者への開示・提供できるものとする。</p> <p>第5条 ～ 〔略〕</p>	<p>別紙様式第2号</p> <p style="text-align: center;">配合飼料価格差補てん数量契約書</p> <p>一般社団法人全国配合飼料供給安定基金（以下「甲」という。）と〇〇農業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、平成 年 月 日付け配合飼料価格差補てん基本契約（以下「基本契約」という。）に基づき、次のとおり契約する。</p> <p>第1条 ～第3条 〔略〕</p> <p>第4条 配合飼料価格差補てん契約における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等関係法令及び都道府県・市区町村の関係法令の定めを遵守し、プライバシーの権利を尊重して扱うものとする。</p> <p>2 基金担当業務部署においては、個人情報の漏洩等を防ぐため安全管理措置を講じるものとする。</p> <p>3 この個人情報の取扱いにおいては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて扱わないものとし、<u>関係団体・提携企業（全農・県連及び飼料会社等JAグループの関連会社）及び情報提供や案内にかかわる作成や発送等を委託するなど業務遂行における必要な範囲内で</u>第三者への開示・提供できるものとする。</p> <p>第5条 ～ 〔略〕</p>